

【判例研究】

成年後見人と特別縁故者制度

宮崎 幹朗

成年後見人に選任された親族からの特別縁故者への財産分与の申立てに対して相続財産額約 9583 万円のうち 1200 万円の分与を認めた事例

大阪家庭裁判所令和元年 10 月 21 日審判（平成 31 年（家）第 70231 号、特別縁故者に対する相続財産分与申立事件）

認容

家庭の法と裁判 30 号 94 頁

【事実の概要】

被相続人 D（昭和 13 年生まれ）は平成 29 年×月○日に死亡したが、相続人のあることが明らかではなかったため、D の成年後見人となっていた F が相続財産管理人の選任の申し立てをおこない、E が相続財産管理人に選任された。その後、E の請求によって相続人搜索の公告がなされたが、期間内に相続人であることを主張する者は現れなかった。そこで、F（被相続人 D の配偶者 G の兄、D の姻族 2 親等に当たる）は、被相続人である D の生前から特別の縁故関係を有していたことを主張し、平成 31 年 2 月 25 日に大阪家庭裁判所に対して被相続人 D の相続財産からの分与を求める申し立てをした。しかし、F は同年 3 月 24 日に死亡したため、F の妻 A、F の子 B および C が手続きの承継を申し立てたものが本件である。

裁判所が認定した事実は以下のとおりである。

F（昭和 5 年生まれ）は、被相続人 D の夫 G の兄である。F および G はいずれも寝具店を営んでおり、共同で仕入れや大売り出しをおこなうな

どお互いに助け合っていた。また、F一家と被相続人夫婦は毎年一緒に家族旅行に行くなどしていた。

Gがすい臓がんに罹患し、平成7年×月○日に死亡した。Dは、Gの生前、その看病に当たっており、Fは家族とともに被相続人が飼っていたペットの世話をしたり、食事を作ったりして、DによるGの看病を手助けしていた。

Dは、Gの死亡直後から、自宅の中から郵便受けを通して通行人をじっと見たり、家中に猫の餌を放置し、猫の餌を食べたりするなど不審な行動が目立つようになった。そのため、Fは、毎日のようにD宅を訪れて会話をし、Aが作った食事を差し入れていた。これに対して、Dは、自分にもしものことがあった場合には、Fに財産を全てあげるので、自分とGの供養してほしいと言ったことがあったが、Fは長生きしてもらわないと困ると言って、Dの申し出に取り合わなかった。

その後、Dの不審な行動がひどくなったので、FがDを医療機関で受診させたところ、Dはアルツハイマー型認知症と診断された。そのため、Fは、ケアマネージャーと相談して週2回D宅にヘルパーを派遣してもらうことにした。また、Fは、毎日のようにD宅を訪れてその食事の介助、家の清掃などをおこなったほか、仏壇へのお供えなどもおこなっていた。

また、Dの母H(明治44年生まれ、平成18年×月○日死亡)は、平成11年頃には認知症に罹患していた。そこで、Fは、同年頃からH宅を訪れるようになり、H宅に送付されていた郵便物等からHの年金および恩給の支給が停止されていることを知り、これらの支給手続きのために社会保険事務所へ5回以上赴き、受給を再開させた。また、Fは、Hの入居する特別養護老人ホームに対し、平成11年10月28日付けで、Hの身元を引き受ける旨の身元引受書を提出した。さらに、Hは平成12年頃、借地であった自宅の宅地について立退料100万円ないし200万円で立ち退くことを求められており、Fは立ち退きの交渉をおこない、立退料を450万円に引き上げた。加えて、Fは、Hの銀行通帳および銀行印を管理し、平成12年頃、Hが老人ホームに入居するために尽力した隣人から通帳および銀行印の引渡しを求められた際には、これを拒否し、管理を続けた。

Fは、平成12年頃、Dに係る介護保険の申請などのために、Dについて成年後見を開始する旨の審判を求める申し立てをし、大阪家庭裁判所は、平成12年9月23日にDについて成年後見を開始し、Fをその成年後見人に選任した。

その後も、Fは、毎日のようにD宅を訪れて食事の介助、家の清掃などをおこなっていたが、Dの認知症の症状がさらにひどくなったことから、平成16年9月、DはグループホームKに入居した。Fは、Dの入居当初には週1回ないし2回程度、その後には月に2回から3回程度グループホームを訪れてDと面会しており、Dがグループホームを無断で外出して行方不明になった際には、職員とともにDを捜索したこともあった。また、Fは、月に1回程度以上Dの自宅を訪れて仏壇にお供えをしたほか、D宅の隣人の見舞いに行ったり、その地域の町内会の会合に参加したりしていた。

Dは平成29年×月○日に死亡した。Fは、Dの葬儀および納骨を執りおこない、百箇日法要も執りおこなったほか、D宅の仏壇の魂抜きをおこなって、自宅の仏壇にDおよびGの位牌を並べて、月命日等には法要をおこなっていた。

Dの相続財産は、全て換価の上、相続財産管理人E名義の預金口座において管理されており、その金額は、令和元年7月24日現在、9583万6232円である。

なお、Fに対しては、Dについての成年後見の開始の日（平成12年9月23日）から終了の日（Dが死亡した平成29年×月○日）までの間の後見人報酬として、Dの財産の中から983万円が付与されている。

【判旨】 認容

「Fは、本件申立てをした後に死亡したから、その相続人であるAらは、Fの本件財産分与申立人としての地位を相続したものと認められる。

そこで、Fが被相続人と民法958条の3第1項にいう『特別の縁故があった者』（特別縁故者）に該当するか否かを検討すると、Fは、弟である被相続人の夫と同じく寝具店を経営していたことから、被相続人一家と長期

間にわたって公私共に交際を続けてきた。

被相続人の夫が死亡し、被相続人に認知症の症状が出始めると、Fは、頻繁に被相続人の身の回りの世話をを行うだけでなく、被相続人を医療機関に受診させて訪問ヘルパーの手配や成年後見の申立てをしており、被相続人を心身共に援助した。また、Fは、被相続人の母のために、年金及び恩給の受給手続きを行い、身元引受書を入居施設に提出し、同人が借りていた土地の立退交渉を行い、預金通帳を管理するといった財産管理・身上監護事務を行っていたところ、被相続人がその母に対して扶養義務を負っていたことからすると、Fによる被相続人の母の財産管理・身上監護義務は、被相続人への援助とも評価することができる。

被相続人についての成年後見が開始した後には、その成年後見人であるFは、頻繁に被相続人と面会し、行方不明になった際には捜索に参加し、定期的に被相続人宅の仏壇にお供えをし、被相続人の隣人と積極的に交際するなど、成年後見人が行うべき財産管理・身上監護義務を超える活動をしている。

そして、被相続人の死後には、Fは、被相続人の遺骨を引き取って葬儀・納骨を行うなどしている。

以上のようなFによる被相続人との交際・援助は、親族間の通常の交際の範囲を超えるものであり、Fが被相続人の成年後見人に選任された後の交際・援助については、成年後見人の通常の職務の程度を超えるものというべきである。

また、被相続人は、Fに対し、死後には全財産を贈与する旨の意思表示を示しており、申立人に対して財産を分与することは、被相続人の意思にも沿うものと考えられる。

したがって、Fは特別縁故者に該当すると認められる。

続いて、相続財産の分与額を検討すると、前記のとおり、Fは、被相続人の成年後見人に選任され、その17年以上の在任期間中の後見人報酬として900万円以上を付与されていることからすると、分与額の検討に当たって、被相続人の成年後見在任中のFの活動を重視することはできない。他

方、前記のとおり、Fは、被相続人の成年後見人選任前において、長期間にわたって被相続人一家と公私共に交際を続けており、被相続人の夫の死亡後には、認知症の症状が出始めた被相続人を心身共に援助した上、被相続人の母の財産管理・身上監護も行っていったものであり、これらの活動は、分与額の検討に当たって相応に重視すべきものである。さらに、被相続人は、死後にはFに対して全財産を贈与する旨の意思表示を示していた。

以上のほか、被相続人の相続財産の規模・内容等の本件の事情を総合的に考慮すると、Fには、被相続人の相続財産の10%を超える1200万円を分与することが相当である。そして、Fは本件申立後に死亡し、その相続に係る相続分は妻の申立人Aが2分の1、子の申立人B及び同Cがそれぞれ4分の1であるから、前記1200万円を当該相続分に従って分配し、申立人Aに対しては600万円、申立人B及び同Cに対してはそれぞれ300万円を分与することとする。」

【参照条文】

民法 958 条の 3、民法 862 条

【研究】

1 本件は、被相続人の成年後見人に選任されていた非相続人である親族が特別縁故者である旨を主張し、被相続人の相続財産からの財産分与を求めた事案である。

被相続人の配偶者の死亡後、認知症に罹患した被相続人の世話を続けていたという親族としての支援や貢献をどのように評価するかという問題とともに、当該の人物が成年後見人でもあったため、成年後見人として被相続人への支援を17年以上にわたって続けてきた点をどのように評価するかという点が問題となったものである。特別縁故者として、被相続人の親族としての貢献と成年後見人としての貢献をどのように区分すべきかが問題となる事案である。また、成年後見人としての職務としての活動の範囲をどのようにとらえるべきかという問題も検討されるものであったといえ

る。

2 特別縁故者制度については、昭和37年の民法の一部改正の際に創設されたものであり、遺言がまだ浸透していなかった我が国の現状に照らして、被相続人の意思を推測すれば遺贈する関係にあったと考えられる者に財産を分与することが望ましいこと、相続権を有しない内縁配偶者や事実上の養子の保護を図るべきことを背景にして導入されたものと指摘されている¹。遺贈や死因贈与の補充的機能を有する制度としてとらえられていたものと考えられる²。

特別縁故者について、民法958条の3は「被相続人と生計を同じくしていた者」と「被相続人の療養看護に努めた者」を例示して、「被相続人と特別の縁故があった者」と規定している。「生計を同じくしていた者」とは、内縁の配偶者や事実上の養子などのように、被相続人と同居して日常的に被相続人の身の回りの世話などをしてきた者を指すと考えることができる。また、「被相続人の療養看護に努めた者」とは、被相続人と別生計でありながら、被相続人の療養看護を担ってきた者と考えることができ、特に身寄りのない被相続人のような場合に、その被相続人に献身的に世話をした相続人ではない親族や隣人を想定することができる。また、仕事の範囲を超えて報酬以上に献身的に被相続人の療養看護に尽くした付添人や看護師などがこれに当たると考えられる。

そして、「生計を同じくしていた者」および「療養看護に努めた者」のほかどのような人や法人・団体が「特別の縁故があった者」と判断されるのが問題となる。判例では、「その他被相続人と特別の縁故があった者」について、生計を同じくしていた者や療養看護に努めた者に準じる程度に被相続人との間に具体的かつ現実的に精神的・物質的に密接な交渉があった者とし、その者に相続財産を分与することが被相続人の意思に合致するで

1 加藤一郎「民法の一部改正の解説」ジュリスト251号52頁(1962年)、久貴忠彦『判例特別縁故者法』(有斐閣、1977年)1頁以下、三宅篤子「特別縁故者への財産分与に関する一考察」中央学院大学法学論集32巻1号40頁以下(2018年)など参照。

2 潮見佳男『詳解相続法』(弘文堂、2018年)105頁。

あろうと考えられる程度の特別の関係があった者を指すとしているものがある³。したがって、審判例では、単に親族関係があるということでは特別縁故者とは認められず、被相続人とその者との間に実質的に密接な交流関係を示す具体的事実を考慮した判断が必要とされている⁴。また、被相続人の意思を推測して、被相続人が財産を与えたであろうと考えられるに足りる事情が客観的に認められることが求められている⁵。

本審判は、相続人ではない親族からの特別縁故者としての財産分与請求の事案であるが、詳細に、その者と被相続人との間の交流状況を検討していることがうかがえる。Dの夫の生前からの交流状況の検討から始まり、Dの夫の死亡以降、Dの判断能力が衰えていく過程の中で、必要に応じて、FがDに対する支援を継続的におこなってきたことが指摘されている。また、被相続人の母親に対する支援や貢献も被相続人への貢献の一環として把握しており、DとFの両者間のさまざまな事情を具体的に検討していることがうかがえる。これまでの多くの審判例と同様に、種々の事情を検討考慮している傾向を示している。そして、両者間の交流や支援の状況から、Fが通常の親族間の交流の程度を超えてDに貢献したと判断し、特別縁故者と認めている。

3 本審判の事案では、特別縁故者の申立てをした者が単に親族であっただけではなく、被相続人の成年後見人であったという事案である。成年後見人が特別縁故者として相続財産の分与を求めてきた場合には、どのように考えるべきかが本審判のもう一つの問題点である。特に、成年後見人としての報酬が付与されている場合に、報酬とは別に財産の分与を認める必要性をどのように判断するかが問題となる。

3 大阪高裁昭和46年5月18日決定（家裁月報24巻5号47頁）、東京家裁昭和60年11月19日審判（家裁月報38巻6号35頁）など。

4 谷口知平ほか編『新版注釈民法（27）相続（2）』（有斐閣、2002年）728頁〔久貴忠彦＝犬伏由子〕728頁以下など。

5 しかし、遺言がないにもかかわらず、被相続人の意思を推測して特別縁故の有無を判断する傾向を強めるのには批判がある。久保野恵美子「特別縁故者に対する相続財産分与」法律時報89巻11号68頁（2017年）、前掲・潮見『詳解相続法』109頁。

一般に、成年後見人であった者については、成年後見人としての職務に対する報酬を得ていた場合には、被相続人に対する貢献に対する正当な対価を得ていたと考えて、被相続人に対する特別な関係性を認める必要はなく、特別縁故者となることはないと考えられることになるものと思われる。したがって、成年後見人としての報酬額が相当に低額であったなどの特別な事情がなかった限り、特別縁故者と認める必要性はないと考えるのが普通である。本件では、Fは成年後見人として、約17年にわたる成年後見人としての職務の遂行について、983万円の報酬を得ているため、さらに特別縁故者として相続財産からの分与を認めるべきかどうかの問題となる事例であったといえる。その点について、本審判では、Fが成年後見人としての報酬を得たことを考慮して、成年後見人としての活動そのものを評価して財産分与の対象とすることはできないという趣旨を述べている。

成年後見人であった者が特別縁故者として財産の分与を求めた事案の先例として、大阪高裁平成20年10月24日決定がある⁶。被相続人の父の妹の孫とその配偶者が特別縁故者として財産の分与を求めた事案で、原審の京都家庭裁判所は、申立人らと被相続人との間の関係は、被相続人が高齢の認知症で、一人暮らしが困難となって老人ホームに入所するまでは、申立人らが遠隔地に居住していたこともあって、通常の親族関係の域を超えることはなかったとみるべきという判断を示しながら、被相続人が老人ホームへ入所した後、申立人らは被相続人の療養看護や財産管理および死後の法要等に尽力したものであると判断して、申立人らにそれぞれ300万円の財産の分与を認めた⁷。これに対して、申立人らが相続財産全部の分与を求めて、抗告した。抗告審の大阪高裁は、一切の事情を考慮すると、原審の分与額が低額に過ぎるとして、それぞれに対して500万円を分与するのが相当であるという判断を示した。被相続人の財産としてはかなりの動産と約6300万円の預金が残されていたが、原審に比してそれぞ

6 大阪高裁平成20年10月24日決定(家裁月報61巻6号99頁)。判例評釈として、中川忠晃「成年後見人を特別縁故者とする相続財産の分与と成年後見人の職務」判例タイムズ1305号75頁(2009年)など。

7 京都家裁平成20年9月9日(家裁月報61巻6号103頁)。

れ200万円を増額したにすぎないものとなっており、結果的には、高裁決定の結論は原審の判断とはそれほど大きく異なるものではないように思われる。申立人らは、抗告審において、申立人の一人が成年後見人でもあったことを主張しており、この点が注目される。これについて、高裁決定は、抗告人（申立人）らは、「被相続人と通常の親族としての交際ないし成年後見人の一般的職務の程度を超える親しい関係にあり、被相続人からも信頼を寄せられていたと評価することができる」として、特別縁故者に当たるとしている。しかし、この決定では、成年後見人の一般的職務を超えたかどうかの判断について具体的な指摘はなされていないため、一般論が述べられているにとどまっているといえる。

大阪高裁平成28年3月2日決定は、被相続人の成年後見人となった被相続人のいとこである親族を特別縁故者として認めた事案である⁸。被相続人は約1億2500万円の預金を残して死亡したが、相続人がいなかったため、相続財産管理人が選任され、相続人の搜索の公告手続きがとられたが、公告期間内に相続人の申出はなかったというものである。申立人のうちの1名は、近隣に居住し、被相続人が経営していた薬局に勤務していたため、被相続人の夫が自宅で倒れた際に、被相続人に付き添い、被相続人の夫が死亡した際にも、被相続人をサポートするなどした。その後も、被相続人の週3～4回の通院にも付き添い、食事の準備をするなど被相続人の身の回りの世話をするようになり、被相続人の財産管理能力に不安を覚えて、市役所の法律相談に向いて、弁護士に相談した結果、成年後見の申立てが必要と考えて、被相続人のいとこであるもう一人の申立人に連絡を取って、成年後見の申立てに向けた支援に取り組んだと判断されている。そして、その後も被相続人の身の回りの世話を続け、被相続人および被相続人の成年後見人となった弁護士および被相続人のいとこから、おおむね1か月に1万5000円～2万円のアルバイト料の支払いを受けていた。もう一人の申立人である被相続人のいとこは、被相続人の成年後見申立てに協力し、

8 大阪高裁平成28年3月2日決定（判例時報2310号85頁）。判例評釈として、黒田美亜紀「被相続人の成年後見人で報酬を得ていた親族等に特別縁故者として財産分与を認めた事案について」明治学院大学法律科学研究所年報35号123頁（2019年）など。

弁護士とともに被相続人の成年後見人に選任され、被相続人が死亡するまで被相続人の身上監護を担い、報酬として約323万円を受領したという事実関係が認められている。原審の家庭裁判所は、申立人双方が、民法958条の3第1項にいう「被相続人と生計を同じくしていた者」にも、「被相続人の療養看護に努めた者」にもあたらないとして、申立人双方について請求を棄却した。単に、身の回りの世話をしただけでは、「療養看護に努めた」とは評価できないこと、いどこについては後見人報酬を受領しており、これによっていどこが被相続人に対しておこなった身上看護は賄われているという判断を示した。さらに、申立人双方とも、生計を同じくしていた者や療養看護に努めた者に準ずる程度に被相続人と現実的かつ具体的な交渉があって、相続財産の全部ないし一部をその者に分与することが被相続人の意思に合致するであろうとみられる程度に被相続人と密接な交渉があった者には当たらないとして、申立人双方が特別縁故者としては認められないという判断を示した⁹。これに対して、抗告審である大阪高裁は、元従業員の申立人については、被相続人の身の回りの世話や通院への付き添いおよび成年後見申立てに向けた支援などを評価した上で、一時期、被相続人が申立人二人に遺贈しようと考えていたことを指摘し、相続財産の全部ないし一部を分与することが被相続人の意思と合致するとみられる程度に被相続人と密接な関係があったと評価するのが相当であるとして、特別縁故者に当たることを認めた。被相続人の身の回りの世話をする際に受け取っていたアルバイト料は被相続人とのかかわりあいの実情に照らせば比較的低額であり、特別縁故者に当たると認定することの妨げにはならないという判断が示されている。そして、いどこについては、従前から被相続人との交流が続いていたことや被相続人からの相談に親身に応じるなどの付き合いをしてきたこと、成年後見申立てに向けた支援に取り組んできたこと、成年後見人となって被相続人の療養看護を担ってきたこと、被相続人が遺贈を考えていたことをあげて、被相続人と密接な関係があったと評価できるとし、成年後見人としての報酬として約323万円を受け取っているもの

9 大阪家裁平成27年11月27日審判（判例時報2310号89頁）。

の、特別縁故者に当たると解するのが相当であるという判断を示している。家裁の判断と高裁の判断では、事実認定には異なるところはなく、特別縁故者に該当するかどうかの判断基準の考え方そのものについても違いはない。ただし、事実に対する評価の違いが現れていただけのように感じられる。同じ事実を指摘しつつも、その評価の違いが結論を左右したような印象を受ける。被相続人の意思に合致するかどうかが重要な点として取り上げられている点は、家裁の審判も高裁の決定にも共通しており、特別縁故者かどうかを判断する際の重要な要素としてとらえていることがうかがえる。アルバイト料や成年後見人としての報酬が正当な額かどうかについては、高裁決定も明確に判断しているとはいえず、この点が問題ではないかと考えられる。

以上のような審判例を参考にすれば、成年後見人であることを理由にして、特別縁故者として認められないという結論には至らないことは明らかである。また成年後見人としての報酬を得ていたとしても、そのこと自体を理由として特別縁故者に該当しないと判断されるわけでもないことが示されているといえる。本審判では、一応、成年後見人としての報酬が付与されていることから、成年後見人の職務としての活動は別にしながらも、Fの活動が成年後見人として通常求められる範囲を超えて、被相続人に対する支援を続けてきたことを認めており、これまでの審判例と異なるものとはいえないように思われる。

4 成年後見人としての職務としては、成年被後見人の法定代理人として有する包括的な代理権に基づいて、本人のために種々の行為を遂行することである。具体的には、被相続人本人の財産管理のほか、本人の身上監護に関するさまざまな契約、たとえば、介護サービスに関する契約や介護施設への入所契約などの本人の生活や療養看護・介護に関して必要な契約の締結の権限を成年後見人は有している。また、本人の生活に必要な物品やサービスの計画的な取得や生活に必要な費用の支出を行うなどして、必要な契約を行い、預貯金を適切に管理するなどすることが成年後見人の職務

としてあげられる¹⁰。また、成年被後見人の生活や療養看護に関する配慮も求められており、民法858条は、成年被後見人に成年被後見人の生活・療養看護および財産管理に関する事務をおこなうに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、心身の状況および生活の状況に配慮しなければならないことが規定されている。ただし、成年被後見人には直接成年被後見人の監護や介護等の事実行為をおこなう義務はないものとされている。

成年被後見人としてのFには直接Dの世話や介護を行う責任はなかったということになるが、本件の場合には、Fは実際にDの身の回りの世話をしたり、医療機関への受診をはじめヘルパーの手配をおこなったりしている。Dがグループホームに入所して以降も、頻回にDと面会し、行方不明となったDの捜索に参加したほか、Dの自宅の管理のほか、仏壇のお供え、近所付き合いも怠らなかったことなど、さまざまな支援をおこなっている。これらの点を考慮して、本審判では、成年被後見人としての職務の範囲を超えて活動していたと評価できる行動と認められるという判断を示しており、適切な判断であると思われる。Fの成年被後見人としての活動も約17年間というかなりの長期間に及んでいるが、成年被後見人に就任する以前から被相続人夫婦と親密な交流を続けていたことも評価されており、特に被相続人の夫の死後に、被相続人に認知症の症状が出始めて以降の被相続人の身上監護や財産管理の支援が高く評価されていることがうかがえる。したがって、長年にわたってFが被相続人への支援を一貫して継続してきたことが評価されているととらえることができる。そのような点を考慮すれば、Fを特別縁故者として認めること自体には疑問はないといえる。成年被後見人としての報酬を得ていたことをどのように評価すべきかについて、本審判は特別縁故者としての判断の際に、成年被後見人としての活動そのものについては留保を付けている。しかし、特別縁故者として財産の分与を認めるかどうかの判断について、成年被後見人としての報酬を得ていること自体によって特別縁故者該当性が否定されるものではないことははっきりしてい

10 新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年被後見制度(第2版)』(有斐閣、2014年)95頁以下など参照。

るといえる。

民法 862 条は、家庭裁判所は後見人および被後見人の資力その他の事情によって、被相続人の財産の中から相当な報酬を後見人に与えることができると規定しており、成年後見人は家庭裁判所に対して被相続人の財産から報酬の分与を求めることができるものの、成年後見人に報酬請求権があるわけではなく、家庭裁判所の裁量的判断事項であるとされている¹¹。当然に報酬が認められるものではないということであり、成年後見人の支援活動は無償性の原則によって担われている部分が多いことも指摘されており、相続人不存在の場合の特別縁故者への財産分与等においても、その点を考慮する必要性を指摘する考えもある¹²。

本審判の事案では、約 17 年間におよぶ成年後見人としての活動に対して 983 万円の報酬付与が認められているが、その額からすると成年後見人としての活動を特別に重視することはできないと述べており、成年後見人としての活動に対する報酬として相当な額と考えているものと考えられる。ただし、あくまでも特別縁故者として財産分与額を検討するに当たってという状況において指摘されている点には留意する必要がある。

5 被相続人の看護や介護に携わっていた者が被相続人の特別縁故者として認められるかどうかの問題となった審判例もあり、成年後見人が報酬を付与された場合と同様に、被相続人に対するサービスや支援に対して報酬を受領していた場合も問題となる。一般に、看護師等として正当な報酬を得て被相続人のために働いていた場合には、特別の事情がない限り特別縁故者には当たらないものと考えられており、対価としての報酬以上に稼働し、被相続人のために尽くしたという事情が認められる場合には特別縁故者に該当するものとされている¹³。単に、職務上の金銭的対価に応じたサービスを提供しただけでは足りず、近親者に近い愛情をもって献身的にサー

11 たとえば、前掲・新井＝赤沼＝大貫編『成年後見制度（第2版）』148頁参照。

12 前掲・中川忠晃「成年後見人を特別縁故者とする相続財産の分与と成年後見人の職務」判例タイムズ1305号79頁参照。

13 たとえば、神戸家裁昭和51年4月24日審判（判例時報822号17頁）。

ビスを提供したと認められるような状況が必要となる。

これに関する審判例として以下のようなものがある。被相続人に対して介護予防サービスを提供していた地方公共団体が特別縁故者の申立てを行った事案について、サービスの提供期間が約1年半にすぎず、被相続人の療養看護に尽くしたものとはいえ、長期にわたって被相続人への対応を継続してきたとは言えないとして、特別縁故者性を否定した審判がある¹⁴。これに対して、被相続人が約35年間にわたって入所していた福祉施設を運営する社会福祉法人が特別縁故者として財産の分与を求めた事案で、当該施設でおこなわれてきた療養看護は社会福祉施設として通常期待されていたサービスの程度を超えるものであり、近親者のおこなう世話に匹敵するか、あるいはそれ以上のものといつて差し支えないと述べて、被相続人の療養看護に努めた者として特別縁故者に該当するという判断を示し、被相続人の全財産の分与を認めたものもある¹⁵。また、事故によって全身麻痺となった被相続人が約6年間にわたって入所していた介護付き施設を運営する法人について、被相続人の療養看護に努めた者として特別縁故者に該当することを認めたものもある¹⁶。審判例の中では、支援やサービスの提供が長期にわたっており、被相続人との間の関係が密接であるなどの事情がある事案では特別縁故者性が認められている傾向が見られるが、対価以上の支援や貢献があったと判断できる場合に「療養看護に尽くした者」と評価されていると思われる。

6 特別縁故者として認められる際に強調されるものとして、「被相続人の生前の意思」をあげている審判例もみられる。たとえば、大阪高裁昭和46

14 札幌家裁滝川支部平成27年9月11日審判(判例タイムズ1425号341頁)。判例評釈として、奥山恭子「市を特別縁故者とする財産分与の申立てを却下した事例」民商法雑誌153巻1号196頁(2017年)など。

15 名古屋高裁平成28年11月28日決定(判例時報2342号41頁)。

16 高松高裁平成26年9月5日決定(金融法務事情2012号88頁)。判例評釈として、羽生香織「業として被相続人の療養看護を行った福祉施設の特別縁故者該当性」月報司法書士522号64頁(2015年)、本山敦「介護施設が特別縁故者に当たるとされた事例」金融・商事判例増刊1486号116頁(2016年)など。

年5月18日決定では、「特別の縁故があった者」について、被相続人と生計を同じくしていた者や被相続人の療養看護に努めた者に準じる程度に被相続人との間に具体的かつ現実的な精神的・物質的に密接な交渉があった者で、相続財産をその者に分与することが被相続人の意思に合致するであろうと思われる程度に特別の関係があった者をいうと述べ¹⁷、審判例の中では被相続人の意思を重視する傾向が見られる。もともと、特別縁故者制度が創設された際に、遺言が普及していなかった状況を踏まえて、遺言制度を補完する一つの制度として、被相続人が遺言していればその者に遺贈したと考えられる場合に、その者を特別縁故者として相続財産を分与することを認めようとしたものとも説明されていた。その点に関連して、特別縁故者と認めるかどうかの判断に際して、被相続人がその者に財産を分与したであろうかどうかを基準にするべきであり、生計の同一性や療養看護との比較においてのみ判断されるべきではないという指摘もある¹⁸。条文上には明示されていないものの、被相続人の意思を考慮するべきとする考えは強く、被相続人の意思を推測することや被相続人の遺贈の意思の補充という点が強調されている¹⁹。しかし、かつてよりも遺言を作成する傾向が強まっている中で、なお遺言によらない被相続人の意思の尊重をどの程度考慮すべきかについては検討する必要がある。

審判例の中には、被相続人が財産の処分を任せる旨の遺言を書くなどと伝えていた者に対して、被相続人が相当程度の財産を分与する意向を有していたと認められるとして、かなり高額な財産の分与を認めた審判もあり²⁰、民法958条の3の「被相続人と特別の縁故があった者」に該当するかどうかの判断基準の一つとして、被相続人の意思を考慮すること自体には異論はないものと思われる。本審判でも、直接にそれが特別縁故者の判断

17 大阪高裁昭和46年5月18日決定（家裁月報24巻5号47頁）。

18 丸山茂「特別縁故者と被相続人の意思」神奈川ロージャーナル9号36頁（2016年）参照。

19 たとえば、沼邊愛一＝藤島武雄「特別縁故者に対する相続財産の処分をめぐる諸問題」判例タイムズ155号67頁（1964年）など。

20 東京家裁平成24年4月20日審判（判例タイムズ1417号397頁）。

を左右しているわけではないが、被相続人であるDが生前にFに対して全財産を譲るから、死後の供養をしてほしいなどの発言をしたこともあったことなどに触れており、Fに財産を分与することが被相続人の意思にも合致することを指摘しており、被相続人の意思も判断の要素の一部となっていることがうかがえる。総合的な判断の際に、被相続人の意思や気持ちが考慮されることは肯定されているといえる。

7 最後に、特別縁故者に対する財産分与額をどのように判断すべきかが問題となる。特別縁故者への相続財産の分与自体は家庭裁判所の裁量に属する事項であり、相続財産の額や種類などの具体的状況等を踏まえた上で、被相続人と特別縁故者に当たると判断された者との間の交流関係を考慮して判断されることとなっている。したがって、一般的な特別縁故者への分与額を指摘できるわけではない。個別具体的な事情に応じて判断されるべき事項である。

本審判では、被相続人の遺産額が約9500万円であり、Fが成年後見人としての活動に対して983万円の報酬を付与されていたことから、成年後見人への就任以前の支援活動を相応に評価すべきとして、遺産額の10%を超える1200万円を分与するのが相当であるとしている。成年後見人としての報酬と合わせると、約2000万円の財産の分与が認められたことになるが、それでも被相続人が遺した財産の2割程度であり、相続財産額との対比からすれば格別に過大というわけではない。Fの被相続人Dへの支援が相当の長期間に及んでいること、具体的には被相続人Dの夫が死亡し、Dが認知症と診断されてからでも20年を超える年数にわたって継続的に支援を続けており、FがDの成年後見人に選任されてからも約17年間にわたり、成年後見人としての職務の範囲を超えて、DおよびDの母親のために活動していたことが認められており、本審判の事実関係に関する判断からは、Fの貢献を高く評価すべき事案であると判断していることがうかがえる。本審判は、FがDを支援してきた期間の長さとともに、支援してきた内容に関して詳細に検討していることがうかがえ、慎重な判断を行ったことがう

かがえる審判であったといえる。

本審判は、Fが被相続人Dのためにおこなってきた種々の支援活動を詳細に検討し、被相続人に対する扶養義務もないにもかかわらず、通常の親族としての世話の枠を超えた支援を長期間にわたって継続してきたことを評価して、Fを被相続人Dの特別縁故者に当たると判断していることになる。また、成年後見人としての活動も重なっているものの、成年後見人として通常求められている職務の範囲を超えてFのための支援を継続してきたことも指摘している。これらの判断は適切で相当なものといえるものと思われる。これらの点からして、本審判の結論については異論はない。